

多摩市議会基本条例（2009.5.1 委員会時点）	解 説 文
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 目的（第1条・第2条）</p> <p>第2章 自治体の意思決定を担う議会の基本原則（議会の活動原則及び議員の姿勢：活動原則）（第3条・第4条）</p> <p>第3章 市民とともに考え、行動する議会（市民と議会の関係）（第5条 - 第7条）</p> <p>第4章 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会（市長と議会の関係）（第8条 第12条）</p> <p>第5章 討議による合意形成で創造的意思決定する議会（議論するしくみをつくり議会の機能を高める）（第13条 第21条）</p> <p>第6章 議員の身分・待遇等（第22条・第23条）</p> <p>第7章 補則（第24条 - 第26条）</p> <p>附則</p>	<p>この条例の構成がわかるように目次をつけています。前文と7つの章、26の条文で構成されていることが一目でわかります。</p> <p>一般的に「目次」のある条例は少ないのですが、多摩市の最高規範として制定されている多摩市自治基本条例にも目次があります。</p>

(前文)	解 説 文
<p>多摩市議会は、市民、市議会及び市長をはじめとする執行機関がそれぞれの役割を明確にし、互いに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会を実現することを目的に制定された多摩市自治基本条例において、多摩市の意思決定機関として位置づけられ、その議決権の重さが強く認識されています。</p> <p>地方議会のあり方は、それぞれの自治体の風土や文化に根ざすものですが、多摩市議会は、ニュータウンの受け入れで急成長し、成熟都市に向かいつつある私たちのまちの自治の発展を常に意識しながら、地方主権や住民自治の確立を追求し、従来からさまざまな議会運営の改善に取り組んできました。このことを基礎に、全国的な地方分権の流れと先進事例にも学び、多摩市議会が未来に向けて、私たちのまちの自治の推進の牽引役の一端を担うためにも、あらためて議会の機能や役割を定める議会基本条例を制定する意義が次第に明らかになってきました。</p> <p>多摩市議会が、日本国憲法第8章「地方自治」及び地方自治法で示されている二元代表制の確立に資する議会として、「市民のために存在する市議会」という揺らぐことのない原点の上に、あるべき像を示し、市民と共有する方針を確立するため、ここに、多摩市議会基本条例を制定するものです。</p>	<p>前文では議会基本条例を制定するに至った経過や、制定への思いが述べられ、多摩市のまちづくりに対する議会の決意を表明しています。</p> <p>2008年の地方分権改革推進委員会第一次勧告のサブタイトルは、「生活者の視点に立つ「地方政府」の確立」です。今後の多摩市議会の目指す姿を描き、市民のみなさんとその理念を共有したいとの思いも謳いこんでいきたいと考えています。</p>

第1章 目的	解 説 文
<p>(目的)</p> <p>第1条 本条例は、二元代表制のもと、市民及び市長と議会の関係、議会活動の基本原則を定めることにより、多摩市自治基本条例に規定されている市の意思決定機関である議会が、市民の信託に応えることによって、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに、市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいう。</p> <p>市長等 市長及びその他の執行機関の長をいう。</p> <p>委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。</p>	<p>第1条 多摩市自治基本条例では、「市議会の設置」として「第8条 住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。」としています。</p> <p>第2条 多摩市自治基本条例に則し、「市民」については、住民登録の有無に限らないこととしています。</p> <p>「その他の執行機関」には教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会が含まれます。</p> <p>現在、市議会には以下4つの常任委員会があります。</p> <p>総務常任委員会 健康福祉常任委員会 生活環境常任委員会 子ども教育常任委員会</p> <p>常任委員会ごとに担当する部署との連携を図り、市政の問題解決等に取り組んでいます。</p>

第2章 自治体の意思決定を担う議会の基本原則 (議会の活動原則及び議員の姿勢：活動原則)	解 説 文
<p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、主権者である市民の代表として、公平性及び透明性を確保し、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。</p> <p>市長等に対し、適切な行政運営が行われているか監視し、評価すること。</p> <p>政策提案機能を積極的に活用できるようにすること。</p> <p>意思決定にあたって、議員間の自由闊達な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成を期すること。</p> <p>市民に開かれた議会運営に努め、多様な市民の意見が反映できるよう努めること。市民参加の機会を保障すること。</p> <p>市民にわかりやすい議会運営に努めること。</p> <div data-bbox="135 1008 774 1209" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>号の順番</p> <p>A 案</p> <p>B 案</p> </div> <p>(議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、市民の代表として、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。</p> <p>議会における意思の表明にあたっては、独自の調査研究及び市民意見の聴取に努めること。</p> <p>議会が言論の府であること及び合議機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んずること。</p> <p>市民の代表としてふさわしい品位を保ち、多摩市議会政治倫理条例を遵守すること。</p> <p>議会の構成員として一部団体及び地域の代表でなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>	<p>第3条</p> <p>ここでは多摩市議会が市民全体のために存在する機関であることを自覚し、活動していくことを明記しました。</p> <p>市長に対し、もう一方の市民の代表機関である市議会は市民の多様な声を代表する議員で構成されています。</p> <p>もっと自由な討議形式等を行う 討議の過程において多様な市民の意見が反映できるような参加の仕組みをつくる 討議の結果のみならず、経過の説明が市民に届く仕組みをつくる</p> <p>主に上記3つの機能を高め、自ら議案を提案し、自治体運営全般について討議し、地域の意思決定を行っていく場にしていくことが必要です。</p> <p>活動原則の順番をどうするのかについてA案・B案があります。B案は「議会への市民参加」こそが本条例で最も重要なものであるという意見のもとに順序だてられたものです。</p> <p>第4条</p> <p>議会がその活動の質を高めるために最も重要な要素は議員が常に自己研鑽を積み重ねることです。議員としての活動姿勢・自覚を定めています。</p>

第3章 市民とともに考え、行動する議会《市民と議会の関係》	解 説 文
<p>(情報共有と市民参加の原則)</p> <p>第5条 議会は、原則としてすべての会議を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、市民の多様な意見を把握し、意思決定に反映させるため、市民との意見交換の場として議会報告会及びパブリック・コメント等、多様な方法を用いるものとする。</p> <p>3 前項を実施するにあたっては、市民全体の意向を把握できるように努めるものとする。</p> <p>(市民からの政策提案)</p> <p>第6条 議会は、市民の政策提案等として請願及び陳情を位置付け、適切、誠実にこれを審査するものとする。</p> <p>2 市民は、第1項に規定するもののほか、政策提案することができる。議会は、前段の政策提案について、多摩市議会委員会条例に基づき、適切、誠実にこれを審査しなければならない。</p> <p>3 議会は、必要に応じて市民の発言を求めるものとする。</p> <p>(広報活動の充実)</p> <p>第7条 議会は、市民の知る権利を保障し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、様々な手段を用いて、広報活動の充実に努めるものとする。</p>	<p>第3章～第5章では議会の活動原則の内容をより具体的に明記しています。</p> <p>第3章では市民にも開かれた議会運営を進め、市民とともにまちづくりの課題解決を進めていくことを定めています。</p> <p>ここでは情報公開・情報共有の原則、市民参画の機会の拡充、市民が市政に関心を持ちたいとなるような議会からの情報発信について明記しました。</p>

第4章 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会（市長と議会の関係）	解 説 文
<p>（議決事項の追加）</p> <p>第8条 議会は、地方自治法第96条第2項に基づき、必要な事項を議決事項として追加することができる。</p> <p>2 議会は、前項の規定により議決事項を追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。</p> <p>（決算・予算の連動）</p> <p>第9条 議会は、決算審査にあたって市長が執行した事業等の評価を行わなければならない。</p> <p>2 議会は、前項をふまえ、これを予算審査に連動させることによって、予算編成にかかわる議会の意思を市長等に明確に示さなければならない。</p> <p>3 A案 議会は、市長に対し、議会による市長が執行した事業等の評価を予算編成に十分反映させるよう求めなければならない。</p> <p>B案 市長は、議会による市長が執行した事業等の評価を予算編成に十分反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>第4章では市長に対する監視、評価する機能を高めるための仕組みについて定めています。</p> <p>第9条 多摩市議会は数年前から議会による行政評価に取り組んできました。まだまだ発展途上段階ですが、決算審査の結果を翌年度の予算編成に確実に反映させることが求められます。今後、さらにこの仕組みの精度の向上への決意を明記しました。</p> <p>3項の表現方法について、主語を「議会は」もしくは「市長は」にするのかについてA案・B案の意見の相違があります。</p>
<p>（資料提供）</p> <p>第10条 議会は、政策形成過程の透明化を期すため、市長等に、必要な情報提供を求めるものとする。</p> <p>（会期の弾力的運用）</p> <p>第11条 議長は、必要な会期を議会運営委員会に諮り、本会議において決定するものとする。</p> <p>2 議長は、前項に規定する会期の決定にあたっては、市長による専決処分が最小限になるよう努めるものとする。</p> <p>3 議長は、地方自治法第101条第2項に基づく議会招集請求権を積極的に行使するよう努めなければならない。</p>	<p>第11条 地方自治法では議会を開催する時間のないときに、議会に諮らなくとも市長権限で決定できる仕組みが保障されていますが、それをなるべく回避していくことが望ましいことから定めています。議長は必要があれば臨時議会などを開催します。</p>

(議員の質問・質疑)

第12条 議員は、本会議において一般質問及び代表質問をすることができる。

2 市長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

3 議会は、議長を通して市長等に対し文書による質問を行うことができる。

4 市長等は、前項の規定による文書質問に対して、文書により答えなければならない。

5 議員は、議案についての論点を整理し、審査・審議を深めるために質疑を行うものとする。

第12条

現在の議会運営では一方的な質疑応答で市長と議員の議論が不十分すぎると感じている人が少なくありません。また、論点がわかりにくいとの指摘もあります。議員間のみならず、議員と市長等との間でも議論できる仕組みをつくるため、市長が「反問」できるようにしました。

第5章 討議による合意形成で創造的意思決定する議会(議論するしくみをつくり議会の機能を高める)	解 説 文
<p>(討議の原則)</p> <p>第 1 3 条 議会は、議事機関として、その意思決定にあたっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとする。</p> <p>2 議会は、原則として委員会活動を中心に討議を行うものとする。</p> <p>(調査・政策立案)</p> <p>第 1 4 条 議会は、地方自治法第 1 0 0 条の 2 に基づく専門的知見の積極的な活用に努めるものとする。</p> <p>2 委員会は、公聴会、参考人制度の積極的な活用に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、政策立案に資するため、必要な研修及び視察を行い、さらにその充実に努めるものとともに、その結果を市民に公表、報告しなければならない。</p> <p>4 議会は、審査、諮問又は調査のために必要と認めるときは、附属機関を設置することができる。</p> <p>(委員会の運営)</p> <p>第 1 5 条 委員会は、所管にかかわる市政の課題について、市長提案の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。</p> <p>2 委員会は、その意思決定に当たり、市民の意見聴取に努めるとともに、委員間の十分な討議を行うものとする。</p> <p>3 委員会は、市民との情報共有と市民意見の聴取のために、必要に応じて出前委員会を行うように努めるものとする。</p> <p>4 委員長及び副委員長は十分な討議を保障するため、公平公正な委員会運営に努めなければならない。</p>	<p>第 5 章では議事機関である議会が、合議体としての機能をより高めていくために必要な自由討議を基本にした議会運営に関して定めています。</p> <p>本会議の場では議員どうし、会派間での意見交換はほとんど行われていないのが実態です。本来「議する場」である議会の機能をしっかりと高めていかねばなりません。</p> <p>第 1 4 条 議会の政策立案機能を高めるためには調査活動が不可欠です。そのためには研修及び視察を積極的に行い、その成果を議会活動に反映していかねばなりません。</p> <p>特に、常任委員会単位で行われる視察に対しては、その実態が掴みにくいとの批判も存在します。そのため市民への視察内容の公表、報告、説明責任を義務としています。</p> <p>第 1 5 条 討議するためには本会議ではなく、分野別に意見交換を深めることのできる委員会活動をより充実することが必要です。「委員会主義」による議会運営にしていきたいと考えています。</p>

(議長及び副議長)

第16条 議会は、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。
- 3 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理し、公平公正な議会運営に努めなければならない。
- 4 議長は、議会全体の代表とし、会派及び委員会から独立した活動を行うものとする。
- 5 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、常に議長を補佐する。
- 6 議長及び副議長は、別に定める規定により議員による選挙で選ぶものとする。

(議会運営委員会等)

第17条 議会は、議会運営のため、議会運営委員会及び代表者会議を設置する。

(会派)

第18条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、共通の理念をもつ政策集団であって、政策立案に資するために調査研究に努めるものとする。
- 3 議会は、円滑な議会運営のために必要に応じて会派を活用することができる。ただし、会派間の公平性を確保し、会派構成人数により不利益を受けることがあってはならない。

(政務調査費)

第19条 会派は、政務調査費を活用して議員の調査研究及び政策立案に資することに努めるものとする。その用途及び結果については、積極的に公開し説明責任を果たすものとする。

第16条

議会全体の運営をリードする議長の役割の重要性を市民とも共有し、議長には公平で公正な姿勢で臨まなければならないことの自覚を求めています。議員は会派を結成し、活動することができますが、少数会派の活動も保障されるように議長は配慮するように明記しています。

第19条

政務調査費は議員の調査活動を支えています。当然のことですが、その用途についての情報公開と説明責任を明記しています。

(議会事務局)

第20条 議会は、議長の統理する事務を遂行するため、議長の補佐機関として議会事務局を設置する。

2 議会事務局は、前項によるもののほか、議員の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとする。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、市長が設置する行政資料室等との連携を図るものとする。

第20条

市民の信託に応える充実した議会活動を行うためには、議会事務局の機能強化が必要不可欠です。

第6章 議員の身分・待遇等	解 説 文
<p>(議員定数)</p> <p>第 2 2 条 議員定数は、本条例第 2 章に定める「議会の活動原則」に沿った、議会としての機能を果たすことを基本とし、別に条例で定める。</p> <p>2 議員定数の改正にあたっては、市政の現状や課題、将来予測などを十分に考慮し、市民意見を聴取したうえで決定するものとする。</p> <p>(議員報酬)</p> <p>第 2 3 条 議員報酬は、市民の負託に応える議会活動を保障することを基本とし、別に条例で定める。</p> <p>2 議員報酬の改正の決定にあたっては、財政改革の視点だけでなく、市政の課題や議会の果たすべき役割、将来予測などを考慮し、市民の意見を十分に反映して決定するものとする。</p>	<p>議員定数や議員報酬の問題は市民が議会に求める機能とあわせ議論していく必要があります。その決定にあたっては必ず市民の意向を把握することを前提条件とします。</p>

第7章 補則	解 説 文
<p>(他の条例等との関係)</p> <p>第24条 本条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範である。</p> <p>2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、本条例に反してはならない。</p> <p>(条例の見直し等)</p> <p>第25条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを議会運営委員会において検証するものとする。</p> <p>2 前項により、必要があると認める場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日(又は平成 年 月 日)から施行する。</p>	<p>この条例は多摩市議会の最高規範として制定するものです。条例の見直しなどについて定めています。</p>